

<p>② 利用定員が五十一人以上の指定自立訓練(機能訓練)事業所等(利用定員の数に当該利用定員の数から五十を控除した数に百分の十を乗じて得た数に十を加えた数を加えて得た数を超える場合)</p>	<p>口 指定自立訓練(機能訓練)事業所等の従業者の員数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。</p>
<p>厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準</p> <p>指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の規定により、指定自立訓練(機能訓練)事業所等に置くべき看護職員、理学療法士若しくは作業療法士、生活支援員又はサービス管理責任者の員数を満たしていないこと。</p>	<p>厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合</p> <p>百分の七十</p>
<p>八 介護給付費等単位数表第 12 の 1 の生活訓練サービス費の注 5 の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合</p> <p>イ 指定自立訓練(生活訓練)×指定障害福祉サービス基準第百六十五条に規定する指定自立訓練(生活訓練)をいう。指定障害者支援施設が行う自立訓練(生活訓練)×規則第六条の六第二号に掲げる自立訓練(生活訓練)をいう。以下同じ。()に係る指定障害福祉サービス又はそのぞみの園が行う自立訓練(生活訓練)×以下「指定自立訓練(生活訓練)等」という。利用者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合には、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。</p>	<p>厚生労働大臣が定める利用者の数の基準</p> <p>百分の七十</p>
<p>(1) 平成十八年十月一日から平成二十年三月三十一日までの間</p> <p>指定自立訓練(生活訓練)事業所(指定障害福祉サービス基準第百六十六条第一項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所をいう。指定障害者支援施設又はそのぞみの園をいう。指定自立訓練(生活訓練)事業所等という。指定自立訓練(生活訓練)等という。利用者の数が次の(一)又は(二)のいずれかに該当する場合</p> <p>(一) 過去三月間の利用者の数の平均値が、次の①又は②のいずれかに該当する場合</p> <p>① 利用定員が三十人以下の指定自立訓練(生活訓練)事業所等(指定障害福祉サービス基準第百七十一条において準用する指定障害福祉サービス基準第百八十九条又は指定障害者支援施設基準第百九十一条又は規定する運営規程に定められている利用定員(以下この項において「利用定員」という。))の数に三を加えて得た数を超える場合</p> <p>② 利用定員が三十一人以上の指定自立訓練(生活訓練)事業所等(利用定員の数に百分の百十を乗じて得た数を超える場合)</p>	<p>厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合</p> <p>百分の七十</p>

<p>(一) 一日の利用者の数が次の①から③までのいずれかに該当する場合</p> <p>① 利用定員が十五人未満の指定自立訓練(生活訓練)事業所等(利用定員の数に三を加えて得た数を超える場合)</p> <p>② 利用定員が十五人以上五十人以下の指定自立訓練(生活訓練)事業所等(利用定員の数に百分の百二十を乗じて得た数を超える場合)</p> <p>③ 利用定員が五十一人以上の指定自立訓練(生活訓練)事業所等(利用定員の数に当該利用定員の数から五十を控除した数に百分の十を乗じて得た数に十を加えた数を加えて得た数を超える場合)</p> <p>(2) 平成二十年四月一日以降</p> <p>指定自立訓練(生活訓練)事業所等の指定自立訓練(生活訓練)等の利用者の数が次の(一)又は(二)のいずれかに該当する場合</p> <p>(一) 過去三月間の利用者の数の平均値が、利用定員の数に百分の百五を乗じて得た数を超える場合</p> <p>(二) 一日の利用者の数が次の①又は②のいずれかに該当する場合</p> <p>① 利用定員が五十人以下の指定自立訓練(生活訓練)事業所等(利用定員の数に百分の百二十を乗じて得た数を超える場合)</p> <p>② 利用定員が五十一人以上の指定自立訓練(生活訓練)事業所等(利用定員の数に当該利用定員の数から五十を控除した数に百分の十を乗じて得た数に十を加えた数を加えて得た数を超える場合)</p>	<p>口 夜間における居住の場の提供を受ける指定自立訓練(生活訓練)等の利用者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合には、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。</p>
<p>厚生労働大臣が定める利用者の数の基準</p> <p>指定自立訓練(生活訓練)事業所等の夜間における居住の場の提供を受ける指定自立訓練(生活訓練)等の過去三月間の利用者の数の平均値が、利用定員の数に百分の百五を乗じて得た数を超える場合又は次の(1)若しくは(2)に該当する場合</p> <p>(1) 利用定員が五十人以下の指定自立訓練(生活訓練)事業所等(利用定員の数が利用定員の数に百分の百十を乗じて得た数を超える場合)</p> <p>(2) 利用定員が五十一人以上の指定自立訓練(生活訓練)事業所等(一日の利用者の数が、利用定員の数に当該利用定員の数から五十を控除した数に百分の五を乗じて得た数に十を加えた数を加えて得た数を超える場合)</p>	<p>厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合</p> <p>百分の七十</p>
<p>八 指定自立訓練(生活訓練)事業所等の従業者の員数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。</p>	<p>厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合</p> <p>百分の七十</p>